

令和2年度鎌倉芸術館指定管理業務 第4四半期実績評価書(1月から3月まで)

① 芸術館の利用の承認、その取消し等に関する業務

施設利用件数	1,108 件	20,088,160 円
施設利用減免件数	30 件	568,560 円
施設利用承認・取消件数	1,313 件	
施設利用率(全体)	57.5 %	
施設回転率(全体)	43.9 %	
利用者数	29,004 人	
(1) 施設抽選会 施設予約管理システムによる自動抽選により、抽選会は円滑に進みました。 (ア) 一般抽選会 参加者はホール60組、ギャラリー1組、諸室48組でした。 (イ) 市民団体等優先予約抽選会 参加者はホール6組、ギャラリー0組でした。		
(2) 施設利用承認等事務 利用料金の徴収、利用申請後の利用変更の手続きは、適正に行われていました。		
(3) 施設利用料の徴収及び減免事務 施設利用料の徴収及び減免は、条例等の規定を遵守し、適切に事務処理が行われていました。		
(4) 利用者からの御意見 利用者からの御意見はありませんでした。		

② 施設等及び物品の維持管理に関する業務

保守点検日	4 日
休館日	9 日
(1) 施設管理に関する項目 別紙「施設管理に関する項目:チェック表」のとおり確認	
(2) 舞台設備等 別紙「施設管理に関する項目チェック表」のとおり確認	
(3) 事故等 賠償の対象となるような事故等はなく、適切な管理がなされました。	

③ 芸術文化の振興に関する業務

自主事業売上(チケット収入)		2,698,220 円	
(1) 実施した公演: 6件			
番号	公演日	公演名	売上(チケット収入)
1	1月29日	かまくらシネマ 無声映画『ノートルダムの鐘』～生演奏と語り付き ※振替公演	333,200円
2	1月29日	かまくらシネマ 無声映画『笑う男』～生演奏と語り付き ※振替公演	277,200円
3	1月31日	鎌倉芸術館ゾリステンVol.48 新春コンサート	1,869,850円
4	3月6日	神奈川フィルハーモニー管弦楽団〈共催〉	40,770円
5	3月20日	魅惑の鎌倉、講座シリーズVol.4 禅と鎌倉 ～禅とともに歩んだ鎌倉文化～	159,600円
6	3月27日 ・28日	ブロードウェイ・ミュージカル 「IN THE HEIGHTS イン・ザ・ハイツ」【共催】	17,600円
(2) 公演情報の周知			
<p>鎌倉芸術館ホームページ、アートナビ等にて公演情報を周知していることを確認しています。 様々なメディアを活用し、積極的なPR活動を行っています。</p>			
(3) 公演チケットの発売状況			
番号	公演日	公演名	配券率 <small>(公演日もしくは第3四半期末時点)</small>
1	1月29日	かまくらシネマ 無声映画『ノートルダムの鐘』～生演奏と語り付き ※振替公演	53.8%
2	1月29日	かまくらシネマ 無声映画『笑う男』～生演奏と語り付き ※振替公演	45.3%
3	1月31日	鎌倉芸術館ゾリステンVol.48 新春コンサート	53.8%
4	3月6日	神奈川フィルハーモニー管弦楽団〈共催〉	100.0%
5	3月20日	魅惑の鎌倉、講座シリーズVol.4 禅と鎌倉 ～禅とともに歩んだ鎌倉文化～	105.0%
6	3月27日 ・28日	ブロードウェイ・ミュージカル 「IN THE HEIGHTS イン・ザ・ハイツ」【共催】	19.8%

④ その他芸術館の設置の目的を達成するための事業の実施に関する業務

(1) 市町村文化施設などの地域との連携に関する業務

① 協議会等

開催はありませんでした。

② 市内公共施設との連絡

12月24日(水) 鎌文ネットに出席

③ その他

【1月】

・広報かまくら1月1日号掲載

1月29日(金) かまくらシネマ 無声映画『ノートルダムの鐘』・『笑う男』

1月31日(日) 鎌倉芸術館ゾリスTEN Vol.48 新春コンサート

・鎌倉逍遥1-2月号 Vol.38掲載

1月31日(日) 鎌倉芸術館ゾリスTEN Vol.48 新春コンサート

・タウンニュース掲載 1月14日(木) 戸塚区、港南区、栄区 / 1月15日(金) 鎌倉市、藤沢市

1月29日(金) かまくらシネマ 無声映画『ノートルダムの鐘』・『笑う男』

1月31日(日) 鎌倉芸術館ゾリスTEN Vol.48 新春コンサート

・1月11日(月) 鎌倉市成人のつどい 会場開催は中止

【2月】

・広報かまくら2月15日号掲載

3月20日(土) 魅惑の鎌倉、講座シリーズ Vol.4「禅と鎌倉」

・追加開催(11:30開演)決定

3月20日(土) 魅惑の鎌倉、講座シリーズ Vol.4「禅と鎌倉」

・2月10日チケットシステム入替(リンクステーション→ぴあGetti 取引変更)

・公文協主催「全国劇場・音楽堂等職員アートマネージメント研修会2021」オンライン受講

【3月】

・タウンニュース3月4日(木)5日(金)号広告掲載

3月20日(土) 魅惑の鎌倉、講座シリーズ Vol.4「禅と鎌倉」

・アートナビ春号発行(3月5日(金))

・市政広報板掲載 3月10日(水)~25日(木)

3月20日(土) 魅惑の鎌倉、講座シリーズ Vol.4「禅と鎌倉」

3月27日(土)・28日(日) ブロードウェイ・ミュージカル

「IN THE HEIGHTS イン・ザ・ハイツ」【共催】

・実地調査実施 3月16日(火)~31日(水) ※現地での調査3月19日(金)

・鎌倉駅地下道ギャラリー展示 3月23日(火)~29日(月)

・かまくらアーツクラブ会員令和3年度更新手続(1,000円)実施

・貸館「学割キャンペーン」告知開始

緊急事態宣言解除の3月22日(月)以降、市内学校24校にDM発送

(2) 芸術館で開催する公演のチケット発券に関する業務

① 施設利用者のチケットの販売業務

芸術館利用者のチケット販売に関しては、芸術館利用者へのサービスの一環として、チケット販売委託業務を行い、ホームページ等による広報活動も行いました。

② チケットの作成業務

芸術館利用者へのサービスとしてチケットの作成業務の実施はありませんでした。

(3) 情報紙の発行やホームページの作成など広報業務

① 情報紙の発行

情報紙「鎌倉芸術館アート・ナビ2021春号」発行しました。

市内各戸にポストインし、また、市役所を含む市内公共施設に配置しました。

② ホームページの作成

ホームページにより情報の提供を行いました。

また、フェイスブックを活用するなど情報提供に工夫がされています。

③ 広報かまくらによる情報提供

広報かまくらによる公演情報の提供を行いました。毎月15日号への定期的な掲載のほか、トピックス的な公演情報や鎌倉芸術館についてのお知らせ記事等も掲載しています。

④ ネット会員・かまくらアーツ・クラブ

無料会員「ネット会員」と有料会員「かまくらアーツ・クラブ」の登録受付を行いました。

3月末時点「かまくらアーツ・クラブ」会員数

570 人

(4) 利用状況、入場者数などの調査統計に関する業務

業務日報・月報のとおり、利用状況、入場者数など統計を行いました。

⑤ 全体評価

第5期指定管理期間の令和2年度第4四半期指定管理業務について、次のとおり評価します。

(1) 芸術館の利用の承認、その取消し等に関する業務

利用承認事務については、公平で適正な事務処理が行われました。

施設利用率については、新型コロナウイルス感染拡大が続き、1月7日に緊急事態宣言が発出され、前四半期の64.2%から、57.5%に減少しました。また、例年の同時期(R1 68.1%、H30 82.4%、H29 77.0%)と比較し、低水準でした。予約抽選は、自動抽選により円滑に行われました。

(2) 施設等及び物品の維持管理に関する業務

施設の維持管理業務に関しては、施設の安全性や快適性にも十分配慮し、業務基準に適合した業務が行われました。また、新型コロナウイルス感染拡大防止策のため消毒の徹底等、適切な施設管理が行われました。舞台管理業務も、舞台設備の日常点検を始め、施設利用においても、利用者サイドに立った業務を行い、良好な管理業務を実施したと判定します。

(3) 芸術文化の振興に関する業務

新型コロナウイルス感染拡大が続き、1月7日に緊急事態宣言が発出され、集客がままならない中で、「かまくらシネマ」の実施にあたっては、ミニシアター系映画館や演劇系ホールでのチラシ配架・配布など新しい広報に取り組んだこと、また「魅惑の鎌倉、講座シリーズVol.4」では建長寺・円覚寺といった観光地等にも協力を得て、告知活動を実施し、1ヶ月で完売させました。さらに、追加公演を開催させ、10日ほどで完売させ、いずれも反響のある公演を実現しました。

また、公演当日に密を避けるため座席変更を希望された方へ柔軟な対応を行い円滑に事業を実施しました。

以上のように、1月7日に発出された緊急事態宣言下で、感染防止策をとりながら、事業の内容に応じて、工夫された運営により、円滑に実施されたことを評価します。

(4) その他芸術館の設置の目的を達成するための事業の実施に関する業務

アートナビの発行、かまくらアーツ・クラブの運営、ホームページなどによる情報の提供など、各業務が今期においても引き続き実施されました。

総評として、今期は、第3四半期に引続き、運営に必要な感染防止策を適切に実施しました。

また、自主事業において新しい生活様式に適應する公演を迅速かつ適切に実施するなど、前例のない難しい局面を柔軟かつ適切に運営し、鎌倉市の芸術文化の振興に寄与したことを評価し、上記のとおり各指定管理業務について業務の水準を満たしていると判定します。

令和2年度 施設管理に関する項目【チェック表】		第4四半期	1月分	2月分	3月分
項 目	点検内容	チェック欄	チェック欄	チェック欄	チェック欄
1 総括管理業務	日報・月報	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑
2 設備機器保守運転業務					
ア 電気設備保守運転等業務	日報・月報	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑
イ 空調和設備保守運転等業務	日報・月報	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑
(ウ)点検業務					
a 冷温水発生機メンテナンス	切替点検2回+中間点検1回	-	-	-	-
a 貫流ボイラーメンテナンス	年1回	-	-	-	-
b ストレージタンク整備	年1回	-	-	-	-
ウ 給排水衛生設備保守運転等業務	日報・月報	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑
エ 機器計器等点検業務	日報・月報	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑
3 保安警備業務	日報・月報	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑
4 清掃業務	日報・月報	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑
5 定期清掃業務	適宜報告	☑	☑	☑	☑
ア 石材	年6回(偶数月を実施 前庭のみ奇数月に実施)	☑	☑6日	☑10日	☑4日
イ 弾性床材	年6回(偶数月に実施)	☑	-	☑10、18、19日	-
ウ カーペット、じゅうたん	年1回(2月・3月に実施 汚れは適宜)	-	-	☑3日	☑17日
エ コンクリート	年1回(9月に実施)	-	-	-	-
オ フローリング	年6回(偶数月に実施)	☑	-	☑10、18、19日	-
カ 磁器質タイル	年6回(偶数月に実施 前庭のみ奇数月に実施)	☑	☑16日	☑10、18、19日	☑5日
キ 窓ガラス	年6回(偶数月に実施)	☑	-	☑	-
ク サッシ	年1回(窓ガラスと併せて実施)	-	-	☑	-
ケ 照明器具	年1回(11月に実施)	-	-	-	-
コ 換気扇	年1回(1月に実施)	-	☑6、12、13日	-	-
6 環境衛生管理業務	日報・月報	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑
ア 空気環境測定業務	年6回	☑	☑22日	-	☑22日
イ 給水管理業務	日報・月報	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑
a b 水質検査	年2回	☑	-	-	☑3日
c g j 受水槽、高架水槽、湧水槽清掃	年1回	☑	-	-	☑3日 湧
d e f 汚水槽、雑排水槽、雨水槽清掃	年2回	☑	-	-	☑3日
i 受水槽保守点検	年6回(毎月の各種水槽点検と併せて実施)	☑	-	☑14日	☑3日
h ストレージタンク清掃	年1回	-	-	-	-
ウ エ 害虫及び鼠の生息点検、防除業務	月1回	☑	☑20日	☑10日	☑3日
オ 汚水槽保守点検	年1回(毎月の各種水槽点検と併せて実施)	☑	-	☑14日	☑3日
7 駐車場管理業務					
ア 駐車場運營業務	日報	☑	☑	☑	☑
イ 機械駐車設備保守点検業務	月1回	☑	☑15日	☑12日	☑6日
ウ 駐車管制設備保守点検業務	年2回	-	-	☑12日	-
8 受付案内業務	月報	☑	☑	☑	☑
9 舞台等管理業務	日報・月報	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑	☑ ☑
10 中央監視設備保守点検業務	年1回の精密点検	-	-	-	-
11 舞台照明設備保守点検業務	年1回の定期点検	☑	☑29、30日 (小ホール)	-	-
12 舞台音響設備保守点検業務	年1回の定期点検 通常定期点検整備(年2回)	-	-	-	-
13 舞台機構設備保守点検業務	機能点検(吊物・床機構) (年2回) 大小	☑	☑13、14日 (大小ホール)	-	-
	レベル設定器定期点検 (年2回) 大	☑	☑13、14日 (大ホール)	-	-
	CPU管理装置定期点検 (年2回) 小	☑	☑13、14日 (小ホール)	-	-
	操作盤制御盤点検 (年1回)	-	-	-	-
	絶縁低抗測定 (年1回)	-	-	-	-
14 構内電話設備保守点検業務	年6回	☑	☑20日	-	☑3日
15 受変電設備法定点検業務	年1回	-	-	-	-
16 昇降機設備法定点検業務	月1回				
	高速乗用昇降機4台(1~4号機)	☑	☑20日	☑10日	☑3日
	中速荷物用昇降機1台(5号機)	☑	☑20日	☑10日	☑3日
17 エスカレーター設備法定点検業務	月1回	☑	☑20日	☑10日	☑17日
18 消防用設備法定点検業務	1回				
	外観・機能点検 一式(6カ月点検)	-	-	-	-
	総合及び外観機能点検 一式(12カ月点検)	-	-	-	-
19 身体障害者用昇降機設備法定点検業務	月1回	☑	☑20日	☑10日	☑3日
20 直流電源設備法定点検業務	年1回				
	精密点検	-	-	-	-

	簡易点検	-	-	-	-
21 煤煙濃度測定法定点検業務	年2回				
	ばいじん濃度測定 一式	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 14日	-	-
	窒素酸化物濃度測定 一式	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 14日	-	-
22 非常用発電設備法定点検業務	年2回				
	外観機能・作動点検 一式	-	-	-	-
	総合点検 一式	-	-	-	-
23 シャッター設備保守点検業務	年1回				
	駐車場入口スチールシャッター	-	-	-	-
	大ホール搬入口スチールシャッター	-	-	-	-
	小ホール搬入口スチールシャッター	-	-	-	-
24 ピアノ保管業務	長期休館期間のうち6月から8月のみ	-	-	-	-
25 ピアノ保守点検業務(カワイ)	EX(ホール) 1台 年2回	-	-	-	-
	RX-6(練習室) 1台 年6回	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 18日	-	<input checked="" type="checkbox"/> 8日
26 ピアノ保守点検業務(スタインウェイ)	モデルD型(ホール) 1台 年2回	-	-	-	-
27 ピアノ保守点検業務(ベークンツルファー)	Mod.290(ホール) 1台 年4回	<input checked="" type="checkbox"/>	-	-	<input checked="" type="checkbox"/> 5日
28 ピアノ保守点検業務(ヤマハ)					
グランドピアノ(ヤマハ)	CF-ⅢS(ホール) 1台 2回	-	-	-	-
	S700E(リハ室) 1台 6回	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 18日	-	<input checked="" type="checkbox"/> 8日
	C7E(集会室) 1台 4回	<input checked="" type="checkbox"/>	-	<input checked="" type="checkbox"/> 4日	-
アップライトピアノ(ヤマハ)	HQ31RS(練習室) 1台 6回	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 18日	-	<input checked="" type="checkbox"/> 8日
	UX30A(スタジオ) 1台 6回	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 18日	-	<input checked="" type="checkbox"/> 8日
	U30A(楽屋) 3台 4回(うち大ホール2台は2回)	<input checked="" type="checkbox"/>	-	<input checked="" type="checkbox"/> 4、5日	-
29 ホール椅子保守点検業務	適宜報告	<input checked="" type="checkbox"/>	-	<input checked="" type="checkbox"/> 10日 (大ホール)	<input checked="" type="checkbox"/> 3日 (小ホール)
30 レジオネラ属菌調査業務	年1回	-	-	-	-
31 外構内庭植栽管理業務	剪定工 年1回以上	-	-	-	-
	除草工 年1回以上	-	-	-	-
	施肥工 年1回	<input checked="" type="checkbox"/>	-	<input checked="" type="checkbox"/> 10日	-
	消毒工 年1回	-	-	-	-
	灌水工 年1回	-	-	-	-
	中庭清掃工 5回以上	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 20日	-	<input checked="" type="checkbox"/> 3日
32 機械警備業務	毎日22時～翌朝8時30分まで(年末年始は終日)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
33 自動ドア設備保守点検業務	DS型身体障害者用自動ドア6台 年4回	<input checked="" type="checkbox"/>	-	-	<input checked="" type="checkbox"/> 3日
34 弱電設備保守点検業務	年1回	-	-	-	-
35 公共建築物定期点検業務	建築物 3年以内ごと(次回令和2年度)	-	-	-	-
	建築設備・昇降機 1年以内ごと	-	-	-	-
	防火設備(防火戸・防火シャッター・ドレンチャー)	-	-	-	-
	昇降機	-	-	-	-
	エスカレーター	<input checked="" type="checkbox"/>	-	<input checked="" type="checkbox"/> 7日	-
36 圧力容器点検業務	年1回	-	-	-	-
37 簡易専用水道検査業務	年1回	-	-	-	-
38 防火対象物定期点検業務	年1回	-	-	-	-
39 落下細菌検査業務	年1回	-	-	-	-

令和2年度 第4四半期判定評価表

No	判定評価項目	判定点	1月	2月	3月	計
1	定例の報告が次回報告するべき時期まで報告されなかった。(業務日報を除く)	3	○	○	○	9
2	期日を定められた報告の10日以上遅延(事前の遅延に対する了解がある場合を除く)	3	○	○	○	9
3	業務報告内容の不備(あらかじめ報告として求められている内容が示されない・添付されない)	3	○	○	○	9
4	報告内容に虚偽がある	40	○	○	○	120
5	利用者からのクレーム原因となった事由の原因が相当な場合	3	○	○	○	9
6	利用者からのクレーム後の処理が不適切で再クレームがあった場合	3	○	○	○	9
7	館内における利用者の事故に対する処理が不適切	3	○	○	○	9
8	協定等で定められたことに対し、正当な理由無く甲の指示・指導に従わない	10	○	○	○	30
9	協定書等あるいは仕様書とおりの業務の遂行がされない(予定業務の未実施、不履行)	20	○	○	○	60
10	故障等の放置及びその報告の遅れにより業務に支障が出た	10	○	○	○	30
11	安全措置の不備による事故の発生	30	○	○	○	90
12	個人情報の漏洩	100	○	○	○	300
13	災害に対する対応が不備	3	○	○	○	9
14	法定点検・定期点検結果の10日以上報告の遅れ	3	○	○	○	9
15	法定点検等の結果報告の遅延により、施設利用上の支障が出た場合	10	○	○	○	30
16	乙の責により利用者に重大な悪影響を及ぼす事態の発生等	20	○	○	○	60
17	業務の放棄・市との連絡調整を長期にわたり行わない	100	○	○	○	300
18	市と指定管理者が協議に基づき具体的に定める事項について市からの指導・指示に従わず、業務の遅延が出た	20	○	○	○	60
19	業務の怠慢(協定等で定める業務を指示・指摘を受けなければ行わない、指摘による期日を守らない)	30	○	○	○	90
20	施設の管理瑕疵により利用者に事故等が発生した場合	20	○	○	○	60
21	指定管理者の責により予定していた芸術文化事業が中止となった場合	20	○	○	○	60
22	清掃業務の仕上がりに対して妥当な指摘事項があり、手直しを行う事例が2回以上あった	10	○	○	○	30
23	関係者(その範囲については、市が定める)への連絡不備等	3	○	○	○	9
24	施設利用者等への対応不備	20	○	○	○	60
		487	487	487	487	1461